

# 令和7年度 小松市奨学生募集要項

小松市では、学修に意欲がありながら、経済的理由のため大学などへの修学が困難な学生に学資の貸与を行うことにより、教育の機会均等を図り、未来を担う人材の限らない可能性を広げることを目的として、奨学生を募集します。

## 1 対象

大学，短期大学，専修学校（専門課程で修業年限が2年以上に限る。）に在学する学生

## 2 応募資格

次の(1)～(4)のすべての要件を満たしていること

- (1) 本人又は本人の保護者が小松市内に住所を有する者であること
- (2) 学修意欲があり，学業を確実に修了できる見込みがあること ※1
- (3) 奨学金を受けなければ修学が困難であること ※2
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金その他の公的機関による学資の貸付又は給与を受けていないこと ※3

※1 履修科目での学力評価ではなく，学校長による「人物・成績・健康等」の推薦調書の記載による人物評価です。

※2 【収入・所得の目安（前年の収入金額が対象となります。）】

世帯人数	世帯構成	世帯総所得額 (目安)	世帯の収入額 (目安)
2人	父親(母)，子	380万円	530万円
3人	父親，母親，子	502万円	680万円
4人	父親，母親，子2人	610万円	800万円
5人	父親，母親，祖父(母)，子2人	705万円	900万円

■上記の所得金額はあくまで目安であり，世帯の構成・事情によって異なります。

■給与所得，公的年金所得のいずれかがある方は合計所得金額から10万円（給与所得及び公的年金所得の合計が10万円に満たない場合はその合計額）を控除し審査します。

※3 独立行政法人日本学生支援機構等との奨学金の併願申請は可能ですが，重複して借りることはできません。両方決定した場合は，どちらかを選択してください。

## 3 募集人員

6人程度

#### 4 奨学金の貸与月額

区 分	貸与月額	
自 宅 通 学	30,000 円以内	左記金額を上限とし、10,000 円単位で 選択できます。
自 宅 外 通 学	50,000 円以内	

#### 5 貸与期間

在学する大学等の正規の修業期間

#### 6 利子

無利子

#### 7 奨学金の交付

奨学金は年4回（6月、9月、12月、3月）に分けて、奨学生本人名義の口座へ振り込みます。

#### 8 提出書類

学資の貸与を受けようとする方は、申請受付期間内に下記の書類をそろえて提出してください。

(1) 小松市奨学金貸与申請書（様式第1号）

(2) 小松市奨学生推薦調書（様式第2号）

令和7年4月現在において

①大学等の新入生 …出身高等学校に作成依頼

②上記以外（在学学生） …在学する学校に作成依頼

(3) 本人の保護者（父及び母）等世帯全員の所得が確認できる書類

・給与所得者の場合 …令和6年分源泉徴収票の写し

・給与所得以外がある場合（自営業等）

…令和6年分確定申告書の写し（税務署の受付印のあるもの。電子申告の場合は、申告内容確認票に受信通知又は即時通知を添付）

・年金受給者の場合 …令和6年分源泉徴収票の写し

#### 9 申請受付期間

令和7年4月1日（火）～令和7年5月9日（金）

※ 郵送の場合は、5月9日（金）必着

## 10 採否の決定について

申請書，推薦調書，世帯の所得状況等を基に審査委員会に諮り，概ね6月上旬頃に結果を通知します。

## 11 採用決定後の手続について

採用者には，指定する期限までに次の書類を提出していただきます。期限までに書類の提出がない場合，奨学金の貸付を受けることはできません。

- (1) 奨学金借用証書（様式第3号）
- (2) 誓約書（様式第4号）
- (3) 印鑑登録証明書（連帯保証人2名 各1通） ※
- (4) その他必要な書類

※ 採用されたときは，連帯保証人として次の各1名が必要になります。

■保護者（父親，母親又はこれらに代わる方）

■石川県内に住民登録があり，原則65歳未満の返済能力がある成人で，地方税に滞納のない方

## 12 貸付期間中の手続きについて

貸付期間中は，毎年4月末日までに在学証明書及び成績表を提出していただきます。期日までに提出がない場合は，奨学金を辞退したものとみなし，貸与を停止します。

## 13 奨学金の停止及び廃止について

次のいずれかに該当するときは，奨学金の貸付が停止又は廃止となります。

- (1) 停止
  - ①休学又は長期にわたって欠席したとき
  - ②奨学生の学業，性行その他の状況により補導上必要があると認めたとき
- (2) 廃止
  - ①傷病等により，卒業の見込みがなくなったとき
  - ②奨学金を必要としなくなったとき
  - ③奨学生としての責務を怠り，奨学生として適当でなくなったとき
  - ④在学する大学等で処分を受け，学籍を失ったとき
  - ⑤応募資格（本要項「2応募資格」参照）の要件を欠くに至ったとき

## 14 届出の義務について

奨学生は、次のいずれかに該当したときは、直ちに届け出ていただきます。ただし、奨学生本人が事故等で届け出ることができないときは、保護者が届け出てください。

- (1) 休学，復学，転学，転部又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 連帯保証人を変更したとき
- (4) 本人又は連帯保証人の氏名，住所その他重要な事項に変更があったとき

## 15 奨学金の返還について

奨学金の返還は、貸与期間終了後1年据え置き、その後10年以内に、全額を月賦方式により返還していただきます。繰り上げ返還も可能です。

【例】大学（自宅外通学）で月額50,000円を借りた場合

貸付総額	返還回数	毎月の返還額	返還開始月
2,400,000円	120回 (10年)	20,000円	卒業1年後の4月から

※奨学金の返還を正当な理由なく怠った場合は、遅延利息が課せられますのでご注意ください。

※貸与を受けた本人が返還をしない場合は、連帯保証人に返還の請求をすることがあります。

## 16 奨学金の返還猶予及び免除について

災害又は傷病その他真にやむを得ない事由により奨学金の返還が困難となった場合は、申請により、一定期間返還が猶予されることがあります。

また、本人が死亡又は心身障害のため労働能力を失い、返還が困難となった場合は、申請により、返還未済額の全部又は一部が免除されることがあります。

提出書類 …奨学金返還猶予・免除申請書（様式第5号）

## 17 奨学金の一部返還免除について

若い世代の定住化を促進し、地域の活性化を図ることを目的として、奨学金の返還金の一部を免除します。ただし、大学等を卒業した方に限ります。

### (1) 対象者

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- ①基準日（毎年5月1日）に小松市に住民登録し、かつ居住している方
- ②小松市内の事業所等で正規職員又は所定労働時間が正規職員に準じる職員として就労している方

## (2) 返還免除額

対象者が在学中に貸付を受けた奨学金の全額を 10 年間で除して得た額の 2 分の 1 以内の額を免除します。

### 【返還免除額の計算例】

奨学生の種類		貸与月額	貸付期間	貸付金の限度額	1年あたりの返還免除(限度)額
大 学	自 宅 通 学	30,000 円	4 年	1,440,000 円	72,000 円
	自 宅 外 通 学	50,000 円		2,400,000 円	120,000 円
	自 宅 通 学	30,000 円	6 年	2,160,000 円	108,000 円
	自 宅 外 通 学	50,000 円		3,600,000 円	180,000 円
短期大学	自 宅 通 学	30,000 円	2 年	720,000 円	36,000 円
	自 宅 外 通 学	50,000 円		1,200,000 円	60,000 円
専修学校	自 宅 通 学	30,000 円	2 年	720,000 円	36,000 円
	自 宅 外 通 学	50,000 円		1,200,000 円	60,000 円
	自 宅 通 学	30,000 円	3 年	1,080,000 円	54,000 円
	自 宅 外 通 学	50,000 円		1,800,000 円	90,000 円
	自 宅 通 学	30,000 円	4 年	1,440,000 円	72,000 円
	自 宅 外 通 学	50,000 円		2,400,000 円	120,000 円

## (3) 申請期間及び免除方法

毎年度 7 月に申請を受け付けます。返還の免除を受けようとする方は、毎年、申請が必要です。返還免除は、年 1 回、10 月以降の返還分で免除します。

提出書類 …奨学金免除申請書(様式第 6 号)

## 18 連帯保証人への情報提供について

教育委員会は、連帯保証人からの請求に基づき、奨学金の返還状況に係る情報を当該連帯保証人に対して提供する場合があります。

### 【申請受付・問い合わせ先】

〒923-8650 小松市小馬出町 9 1 番地  
小松市教育委員会事務局 学校教育課 市庁舎 6 階  
TEL 0761-24-8122 FAX 0761-23-3563